

令和2年度 第5回伊仙町農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和2年5月15日（金）午前9時00分～

2、開催場所 中央公民館 大ホール

3、出席委員 1番 藤島 正寛

2番 基山 美奈子

3番 政岡 廣子

4番 宮永 誠

5番 義山 太志

6番 富本 太地

7番 森 三江子

8番

9番 平山 純一郎

10番 田中 秀樹

11番 福山 宣太

12番 稲村 英治

13番

14番 實 壤二

4、欠席委員 8番 13番

5、議事日程

第1、農地法第3条許可申請について（13件）

第2、農地法第4条許可申請について（1件）

第3、農地法第5条許可申請について（1件）

第4、現況証明願いについて（1件）

第5、農業経営基盤促進事業について（5件）

第6、農用地利用計画の変更申請に係る意見書の作成について（1件）

6、農業委員会事務局員

局長 豊島

酒匂

## 会議の概要

事務局 おはようございます。定刻になりましたので只今から令和 2 年度第 5 回伊仙町農業委員会総会を開催いたします。

はじめに会長の挨拶をお願いします。

会長 おはようございます。梅雨に入りましてジメジメした天気が続くと思います。日本中もコロナで大変な状況となっておりますが、幸いにして徳之島では感染者が一人もいないということですので、全員気をつけて公務していただきたいと思います。

事務局 藤島会長ありがとうございました。本日は 14 名中 12 名の委員が出席しており定足数に達しましたので総会は成立いたします。それでは、伊仙町農業委員会会議規則により議長は会長が務めることになっていますので、以降の議事の進行は藤島会長にお願いいたします。会長よろしくをお願いします。

会長 これより議事に入ります。まず日程第 1 の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。伊仙町農業委員会会議規則第 14 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

### 【異議なし】

議長 それでは、議事録署名委員ですが、政岡、宮永にお願いいたします。本日の会議書記には事務局職員の豊島氏と酒匂氏を指定したいと思います。

以上で日程第 1 を終わります。

議長 それではですね、日程第 2 の議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題にします。事務局より議案の朗読と説明をお願いしたいと思います。

事務局 今月の農地法第 3 条許可申請は、1 議案 13 件です。

議案第 1 号について受付番号 27 号から受付番号 39 号は所有権移転に関する件です。受付番号 27 号は譲受人は伊仙在住で譲渡人は愛知県在住です申請農地は大字阿権の畑で面積が 1,666 m<sup>2</sup>となっています。申請事由は経営拡張です。受付番号 28 号は譲受人は伊仙在住で譲渡人は阿三在住です申請農地は大字伊仙の畑で面積が 925 m<sup>2</sup>となっています。申請事由は経営拡張です。受付番号 29 号は譲受人は崎原在住で譲渡人は大阪府在住です申請農地は大字崎原の畑で面積が 1,186 m<sup>2</sup>となっています。申請事由は経営拡張です。受付番号 30 号は譲受人は犬田布在住で譲渡人も犬田布在

住です申請農地は大字犬田布の畑で面積が 2,895 m<sup>2</sup>となっています。申請事由は贈与です。受付番号 31 号は譲受人は目手久在住で譲渡人は東京都在住です申請農地は大字面縄の畑で面積が 9,708 m<sup>2</sup>となっています。申請事由は経営拡張です。受付番号 32 号は譲受人は崎原在住で譲渡人は大阪府在住です申請農地は大字崎原の畑で面積が 1,429 m<sup>2</sup>となっています。申請事由は経営拡張です。受付番号 33 号は譲受人は崎原在住で譲渡人は大阪府在住です申請農地は大字崎原の畑で面積が 1,286 m<sup>2</sup>となっています。申請事由は経営拡張です。受付番号 34 号は譲受人は犬田布在住で譲渡人も犬田布在住です申請農地は大字犬田布の畑で面積が 314 m<sup>2</sup>となっています。申請事由は経営拡張です。受付番号 35 号は譲受人は目手久在住で譲渡人は木之香在住です申請農地は大字木之香の畑で面積が 1,983 m<sup>2</sup>となっています。申請事由は経営拡張です。受付番号 36 号は譲受人は伊仙在住で譲渡人は木之香在住です申請農地は大字木之香の畑で面積が 991 m<sup>2</sup>となっています。申請事由は経営拡張です。受付番号 37 号は譲受人は糸木名在住で譲渡人も糸木名在住です申請農地は大字小島と糸木名の畑で面積が 9,211 m<sup>2</sup>となっています。申請事由は経営拡張です。受付番号 38 号は譲受人は崎原在住で譲渡人も崎原在住です申請農地は大字崎原の畑で面積が 4,582 m<sup>2</sup>となっています。申請事由は経営拡張です。受付番号 39 号は譲受人は天城町在住で譲渡人は徳之島町在住です申請農地は大字阿権の畑で面積が 2,181 m<sup>2</sup>となっています。申請事由は贈与です。

以上で、議案の朗読及び説明を終わります。

議長 はい、それでは受付番号 31 号につきまして現地調査の結果等につきまして担当委員から説明をお願いします。

6 番 農地法第 3 条許可申請第 31 号について説明いたします。先日 5 番委員と調査した結果、農地法第 3 条第 2 項に抵触いたしませんので皆様ご審議お願いいたします。現況といたしましては、畑総をしまして、ジャガイモの収穫後でした。

5 番 農地法第 3 条許可申請第 31 号は 6 番委員の説明とおりでございます。皆様のご審議をお願いします。

議長 はい、ありがとうございます。それでは、31 号について質疑に入りたいと思います。何かご意見ございませんか。

#### 【質疑・意見なし】

議長 異議が無いということでありますので採決をしたいと思います。賛成の方は挙手を

お願いいたします。

【全員挙手】

議長 ありがとうございます。全員賛成ということで、31 号については原案の通り決定したいと思います。続きまして 28 番について担当委員からの現地調査の結果等についてお願いいたします。

10 番 農地法第 3 条許可申請第 28 号について説明いたします。先日 11 番委員と調査した結果、農地法第 3 条第 2 項に抵触いたしませんので皆様ご審議お願いいたします。現況といたしましては、ローズ畑でその後ジャガイモを作付け予定です。

11 番 農地法第 3 条許可申請第 28 号は 10 番委員の説明とおりでございます。皆様のご審議お願いします。

議長 はい、ありがとうございます。それでは、28 号について質疑に入りたいと思います。何かご意見ございませんか。

【質疑・意見なし】

議長 異議が無いということでありますので採決をしたいと思います。賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長 ありがとうございます。全員賛成ということで、28 号については原案の通り決定したいと思います。続きまして 27・35・36・39 番について担当委員からの現地調査の結果等についてお願いいたします。

12 番 13 番委員が休みのため説明いたします。農地法第 3 条許可申請第 27・35・36・39 号について説明いたします。農地法第 3 条第 2 項に抵触いたしませんので皆様ご審議お願いいたします。

現況といたしましては、27 号がローズ 35 号がジャガイモを植え付ける予定だそうです。36 号がローズを植えてあります。39 号がショウガが植えてありました。皆様方のご審議お願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。それでは、27・35・36・39 号について質疑に入りたいと思います。何かご意見ございませんか。

【質疑・意見なし】

議長 異議が無いということですので採決をしたいと思います。賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長 ありがとうございます。全員賛成ということで、原案の通り決定したいと思います。続きまして 30・34・37・29・32・33・38 番について担当委員からの現地調査の結果等についてお願いいたします。

14 番 農地法第 3 条許可申請第 30・34・37・29・32・33・38 号について説明いたします。先日 2 番委員と調査した結果、農地法第 3 条第 2 項に抵触いたしませんので皆様ご審議をお願いいたします。

現況といたしましては、30 号はジャガイモ、34 号が客土、37 号がキビ、ローズでした、29 号はジャガイモ、32 号はキビ、33 号もキビ、38 号もキビでした。

。

2 番 農地法第 3 条許可申請第 30・34・37・29・32・33・38 号は 14 番委員の説明とおりでございます。皆様のご審議お願いします。

議長 はい、ありがとうございます。それでは、30・34・37・29・32・33・38 号について質疑に入りたいと思います。何かご意見ございませんか。

【質疑・意見なし】

議長 異議が無いということですので採決をしたいと思います。賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長 ありがとうございます。全員賛成ということで原案とおりで決定をしたいと思います。以上で農地法第 3 条許可申請について終わります。続きまして、農地法第 4 条許可申請について議題に供したいと思います。事務局より、朗読及び説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第 4 条許可申請は 1 議案 1 件です。受付番号 2 号について説明いた

します。申請人は目手久在住で畜産業牛舎を建設するためです。面積は 2,035 m<sup>2</sup>です。申請地は集落からも離れており他の畑からも離れておりなんら支障もないものと思われます。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議長 はい、それでは農地法第 4 条許可申請につきまして調査結果等について説明をお願いします。

4 番 農地法第 4 条許可申請について説明いたします。先日 3 番委員と共に調査の結果、牛舎建設のためです。農振除外も終わってます。なんら問題ないと思いますので皆様のご審議お願いいたします。

3 番 農地法第 4 条許可申請 2 号につきましては、只今、4 番委員のご説明のとおりでございます。皆様方のご審議お願いします。

議長 はい、ありがとうございます。4 条の許可申請について異議ありませんか

【異議なし】

議長 それでは採決をとりたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 ありがとうございます。全員賛成ということで知事の方に文章を発送したいと思います。以上で農地法第 4 条許可申請について終わります。

続きまして、農地法第 5 条許可申請について議題に供したいと思います。

事務局より、朗読及び説明をお願いします。

事務局 農地法第 5 条許可申請は 1 議案 1 件です申請人は伊仙在住で一般住宅を建設予定です。面積は 528 m<sup>2</sup>となっています。以上で朗読及び説明を終わります。

議長 はい。それでは、この許可申請について担当委員のほうから説明をお願いします。これは、私の方で 7 番委員と調査した結果、都会から帰ってきて家を作りたいと申請されたと思います。

7 番 只今、1 番委員の説明のとおりでございます。皆様方のご承認をお願いします。

議長 はい、それではですね、5条許可申請について何かご意見ありませんか

【異議なし】

議長 はい、それえでは採決をしたいと思います。

【全員挙手】

議長 全員賛成といううことで、5条許可については意見書を送付したいと思います。

以上で5条許可申請について終わりたいと思います。

続きまして現況証明願いについて事務局から朗読及び説明をお願いいたします。

事務局 今月の現況証明願いは1議案1件です。受付番号5号については、お手元の資料のとおりで宅地から畑の変更です。以上で朗読及び説明を終わります。

議長 はい、それではですね、現況証明願いについて担当委員の方から説明をお願いします。

11番 現況証明願いについて説明いたします。先日10番委員と調査した結果、元々家が建ってた場所を取り壊して畑をやってる状態です。皆様方のご審議お願いいたします。

10番 5号につきましては11番委員のおっしゃたとおりでございます。皆様方のご審議お願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。それでは、現況証明願いについて質疑はいりたいと思います。なにかご意見ありますんか。

【異議なし】

議長 宅地から畑へ今までやったことありますか。皆さん覚えてないですか。

これは税金感じとそういう感じがする

それでは、採決をとります。賛成ですか。挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ということですね。申請書のとおりに交付したいと思います。以上で現況証明願いを終わりたいと思います。続きまして、農業経営基盤強化促進事業について事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局 10 番委員は退出をお願いします。今月の農地経営基盤促進事業は1 議案5 件です。受付番号8 号から1 1 号はお手元の資料のとおりです。以上で朗読及び説明を終わります。

議長 それでは8・9 号についてお願いします。

7 番 農業経営基盤促進事業8・9 号について説明いたします。先月1 番議員と調査した結果、申請書とおりでございます。皆様のご審議よろしくをお願いします。現況といたしましては、サトウキビが植えてありました。

1 番 はい、8・9 号については7 番委員から説明があったとおりです。

議長 質疑に入りますが、何かご意見ありませんか

【異議なし】

議長 それではですね、採決をしたいと思います。賛成の方はお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ということですね。8・9 号については原案のとおり決定しました。続きまして10 号について担当委員に説明をお願いします。

9 番 本日は8 番委員が欠席のため私が説明いたします。農業経営強化促進事業第10 号について説明します。先日8 番委員と調査した結果、何の問題も無く申請書のとおりでございます。皆様方のご審議よろしくをお願いします。なお、現状はジャガイモ収穫後でした。後でローズを植える予定だそうです。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。10 号について質疑入りたいと思います。何かご意見ありませんか。

【異議なし】

議長 それでは、採決をしたいと思います。賛成の方挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 はい、全員賛成ということですね、10 号について原案通り可決いたします。続きまして 12 号について担当委員の方から説明をお願いします。

11 番 農業経営基盤強化促進事業 12 号について説明いたします。先日 9 番委員と調査した結果、何ら問題なく申請書とおりでございます。皆様方のご審議よろしくお願ひします。現況といたしましてジャガイモを植える予定だそうです。

9 番 農業経営基盤強化促進事業 12 号は 1 1 番委員のご説明のとおりでございます。皆様方のご審議よろしくお願ひします。

議長 はい、ありがとうございます。12 号について質疑入りしたいと思います。皆さんご意見はありませんか

【異議なし】

議長 それでは採決をとりたいと思います。

【全員挙手】

議長 はい全員賛成ということですね 12 号について原案通り供じます。続きまして 11 号について担当委員からの説明をお願いします。

14 番 農業経営基盤強化促進事業 11 号について説明いたします。先日、2 番委員と調査した結果、何ら問題ないと思いますので皆様のご審議お願いいたします。現状といたしましてパパイヤでございます。

2 番 11 号に関しては、14 番委員の説明とおりでございます。皆様のご審議お願いします。

議長 はい、ありがとうございます。11 号について質疑入りしたいと思います。何かご意見ございませんか

【異議なし】

議長 採決をしたいと思います。賛成の方お願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ということで 11 号について原案通り供じます。農業経営基盤強化促進事業について終わりたいと思います。続きまして、農用地地用計画の変更申請に係る意見書作成について供じます。事務局より説明をお願いします。

事務局 今月の農用地地用計画の変更申請に係る意見書作成については 1 議案 1 件です。受付番号 11 号についてはお手元の資料の通りで牛舎建設のためです。以上で朗読及び説明を終わります。

議長 はい、担当委員の説明をお願いします。

14 番 今、事務局から説明があったんですけど

事務局 牛舎建設の予定となっておりますが、実際はもう、前回ですね既存の牛舎があるんですが、既存の牛舎を建てた際に、農振除外を一応した、してるんですが、その既存牛舎しか農振除外されてなくて、本人は絶対に農振除外をしたものだと思い込んでたんで、牛舎建設は完了してはいるんですが、5 条申請をあげている段階なんですが、いったん取り下げてくださいということで、もう一度残りの分の農地の農振除外をしてくださいということなので、今回、総会にかけています

議長 2,246 ってこと

事務局 2,246 の内 150 m<sup>2</sup>が農振除外されています。2,069 が今回農振除外になります。

議長 もう一回でてくるのかな

事務局 これで最後になります。この後、5 条申請の許可が出ているので、そのまま、はい 5 条申請

議長 2,246 できてるわけ、前は

事務局 前は、前回の 5 条申請は 2,246 ででてます。

議長 ということで、現在も畜舎ができてるということで何かご意見ありますか

9 番 全体は一筆になってるんですけど、そのうちのいくらかは除外できてないのできないってことですよ

事務局 えっとですね、200 ㎡以内だったら県知事の許可がいらないということで、農振除外を町でできてるんですけど分筆がされてないので、前回除外されているところも一筆の状態です。

議長 はい、他に無いですか

【異議なし】

議長 はい、採決をしたいと思います。

【全員挙手】

議長 全員賛成ということで、以上で農用地利用計画の変更申請に係る意見書の作成について終わりたいと思います。その他で何か事務局ないですか

事務局 なし

議長 以上で総会を終わります。